

分担金・拠出金の名称	砂漠化対処条約拠出金	平成28年度 予算額	110,829千円	総合 評価	C
拠出先の国際機関名	砂漠化対処条約事務局				
国際機関の概要	<p>砂漠化対処条約は、深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)や地域が砂漠化に対処するために行動計画を作成し及び実施すること、また、そのような取組みを先進締約国が支援すること等について規定した条約である。</p> <p>本条約事務局は条約の実施・運営を促進する役割を持ち、締約国会議等での決定に従い、条約の実施に関わる業務、途上国の能力構築事業、予算管理等の条約実施運営業務の全般を行う。締約国は194か国＋EU(2016年6月現在)。事務局はボン(ドイツ)に所在。</p>				
評価基準		達成状況			
1. 当該機関等の専門分野における影響力・貢献	<p>砂漠化対処条約は、地球規模での影響を与えることが懸念されている砂漠化の進行について、国際的協調のもとに対処するための法的枠組みの構築と具体的措置の実施を推進することを目的とする条約。リオ3条約の一つである本条約では、締約国が194か国＋EUと、極めて広範な加盟国を擁し、また、砂漠化、土地、森林、水を始めとする専門家により、締約国会議や関連会合の開催、締約国の条約実施を支援するための技術ガイドラインの作成、途上国の能力構築等の活動が行われている。本条約は、砂漠問題を直接扱う唯一の国際条約であり、アフリカ等の開発途上国における砂漠問題への対処に貢献している。</p>				
2. 我が国重要外交課題遂行における当該機関等の有用性(意思決定における我が国のプレゼンスを含む)	<p>我が国にとって、地球規模課題の一つである砂漠化への対処は国際社会共通の重要課題であり、特に、アフリカ地域からの我が国への国際的な支持・信任を得る上で、本条約実施に係る我が国の貢献は大きな役割を果たしている。我が国は、第1回から第12回の締約国会議を始め、科学技術会合及び条約実施会合に参加し、積極的に議論を行っている。砂漠化対処への貢献を通じ、生物多様性の保全や持続可能な開発に対する我が国の積極的な姿勢を国内外に示している。</p>				
3. 当該機関等の組織・財政マネジメント	<p>条約の効率的な運営を目指し、2年に1回の締約国会議において、国連の監査機関による会計のチェック及び締約国による確認が行われている。近年は予算の上昇もなく、職員給与等費用削減に取り組み、合理的な費用が計上されている。</p>				
4. 当該機関等における邦人職員の状況	<p>条約事務局職員数44名のうち邦人は1名(非幹部職員)。この数年で20人の職員が減少するなど、職員の削減への取組があり、邦人職員も1名減少した。分担金に見合う邦人職員の雇用を働きかけていく必要。</p>				
5. 我が国拠出の執行管理、PDCAサイクルの確保	<p>本条約体制において以下のPDCAを確保している。</p> <p>①計画段階(Plan): 我が国を含め、締約国会議において、条約全体の計画を予算も含めて検討、決定する。</p> <p>②実施段階(Do): 事務局において、上記決定に基づき、各国からの資金拠出を確保し、計画を実施する。</p> <p>③評価段階(Check): 監査機関による会計のチェックや、事務局による報告書等に基づき、締約国会議において締約国は運営・活動を評価する。</p> <p>④フォローアップ(Act): 締約国会議等各種会合を通じて適宜改善を提案する。</p>				
担当課・室名	国際協力局地球環境課				